

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ヒロセ電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 中 村 達 朗
(コード番号 6806 東証第一部)
問合せ先 管理本部副本部長 福 本 広 志
(T E L . 03 - 3491 - 5300)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 62 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されたことに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除、文言の修正、条数の調整等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 <u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</u> (<u>单元株式数および单元未満株券の不発行</u>) <u>第 8 条 当社の单元株式数は、100 株とする。</u>	第 2 章 株 式 < 削 除 > (单元株式数) <u>第 7 条</u> < 現行どおり >

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="316 322 767 405"><u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p data-bbox="252 465 539 501">第<u>9</u>条 <条文省略></p> <p data-bbox="272 562 437 598">(株式の取扱)</p> <p data-bbox="252 611 767 981">第<u>10</u>条 当社の<u>株券の種類、株主(実株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱、その他株式に関する諸手続ならびにその手数料について</u>は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="252 1041 552 1077">第<u>11</u>条 <条文省略></p> <p data-bbox="395 1137 627 1173">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="272 1234 379 1270">(基準日)</p> <p data-bbox="252 1283 767 1509">第<u>12</u>条 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿に<u>記載または記録された株主</u>をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p data-bbox="252 1570 679 1606">第<u>13</u>条～第<u>29</u>条 <条文省略></p> <p data-bbox="395 1666 627 1702">第7章 計 算</p> <p data-bbox="252 1762 552 1798">第<u>30</u>条 <条文省略></p>	<p data-bbox="911 322 1107 353"><削 除></p> <p data-bbox="794 465 1107 501">第<u>8</u>条 <現行どおり></p> <p data-bbox="815 562 979 598">(株式の取扱)</p> <p data-bbox="794 611 1299 741">第<u>9</u>条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="794 1041 1123 1077">第<u>10</u>条 <現行どおり></p> <p data-bbox="927 1137 1158 1173">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="815 1234 922 1270">(基準日)</p> <p data-bbox="794 1283 1299 1509">第<u>11</u>条 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿に<u>記録された株主</u>をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p data-bbox="794 1570 1251 1606">第<u>12</u>条～第<u>28</u>条 <現行どおり></p> <p data-bbox="927 1666 1158 1702">第7章 計 算</p> <p data-bbox="794 1762 1123 1798">第<u>29</u>条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>31</u> 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主</p> <p>もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>32</u> 条～第 <u>33</u> 条 <条文省略></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>30</u> 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録</p> <p>株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>31</u> 条～第 <u>32</u> 条 <現行どおり></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上